

岩見沢市立学校における働き方改革 行 動 計 画（第3期）

令和6年9月
岩見沢市教育委員会

1. 計画の概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

この目的を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした行動計画（以下「第3期行動計画」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

2. これまでの取組の成果と課題

市教委では、平成30年11月に平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「岩見沢市立学校における働き方改革行動計画（以下「第1期行動計画」という。）」を策定し、令和3年10月に令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「岩見沢市立学校における働き方改革行動計画（以下「第2期行動計画」という。）」を策定。これまで必要な見直しを行いながら、教員の時間外在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきたが、これまでの目標等に関する達成状況及び検証内容は次のとおりである。

（1）目標の達成状況の検証

【第2期行動計画・目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」の上限を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【第2期行動計画・達成状況】

- ・1か月で時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合が増加。しかし、中学校では大きな変化がみられなかった。
- ・1年間で時間外在校等時間が360時間以内の職員の割合が増加。しかし、職種別で分析すると教頭職の達成者がいなかった。
- ・休日の時間外在校等時間は、中学校において負担が大きい。

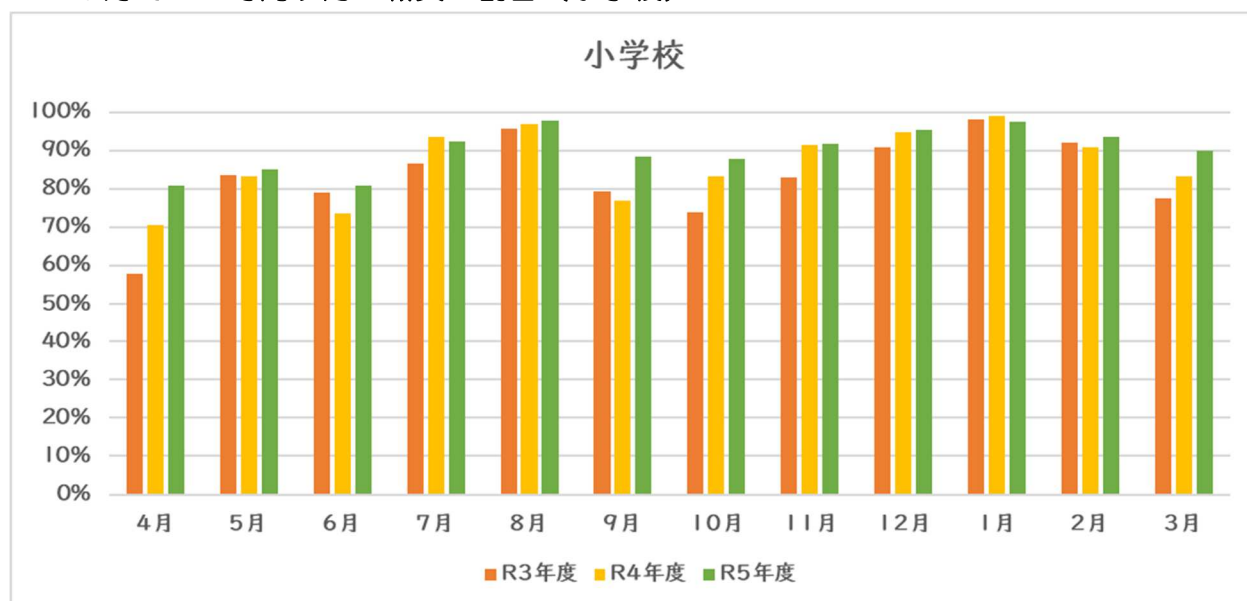
※対象者数（休職者を除く）

職種	R3年度	R4年度	R5年度
校長	23人	23人	23人
教頭	23人	23人	23人
主幹教諭	11人	11人	11人
教諭	373人	373人	376人
養護教諭	24人	24人	24人
栄養教諭	3人	3人	3人
合計	457人	457人	460人

【令和3年度から令和5年度 小中学校別時間外在校等時間の推移】

ア 1か月で45時間以内の職員の状況

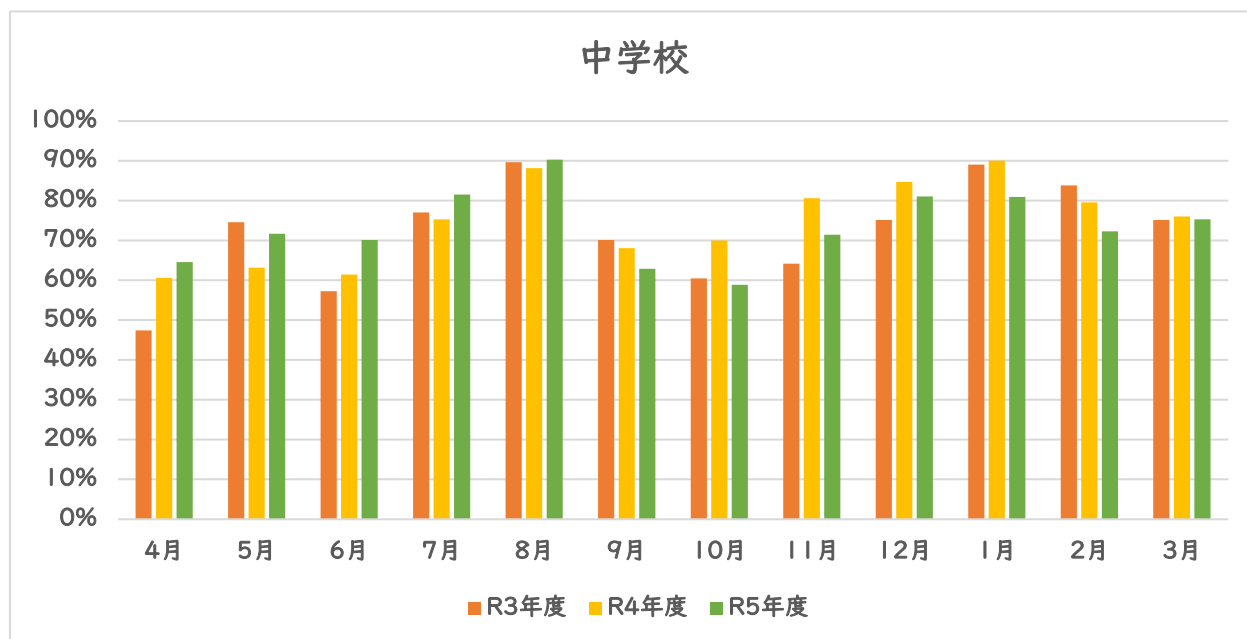
※1か月で45時間以内の職員の割合（小学校）



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R3年度	58%	84%	79%	87%	96%	79%	74%	83%	91%	98%	92%	78%	83%
R4年度	71%	83%	74%	94%	97%	77%	83%	92%	95%	99%	91%	83%	86%
R5年度	81%	85%	81%	92%	98%	88%	88%	92%	95%	98%	94%	90%	90%

- ・45時間以内の時間外在校等時間者数の割合が増加し、これまでの働き方改革取り組みの成果が現れている。

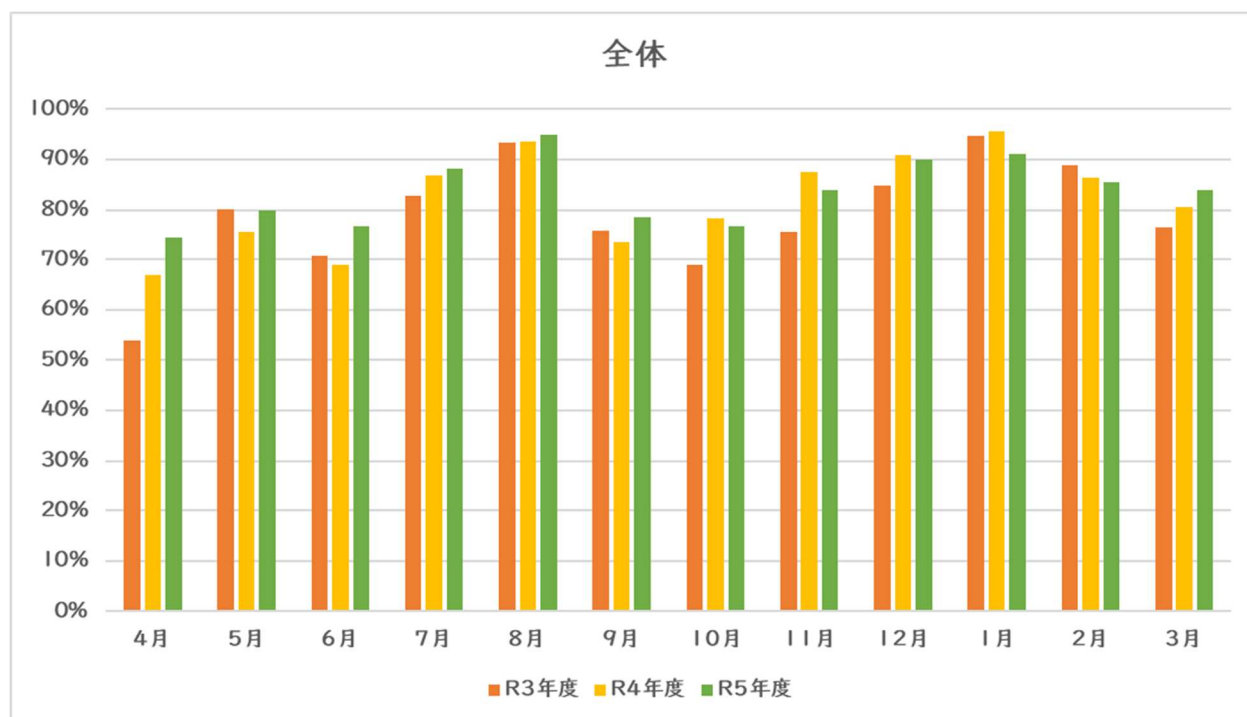
※1か月で45時間以内の職員の割合（中学校）



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R3年度	47%	75%	57%	77%	90%	70%	60%	64%	75%	89%	84%	75%	72%
R4年度	61%	63%	61%	75%	88%	68%	70%	81%	85%	90%	80%	76%	75%
R5年度	65%	72%	70%	82%	90%	63%	59%	71%	81%	81%	72%	75%	73%

- ・時間外在校等時間者数の割合に大きな変化がみられなかった。

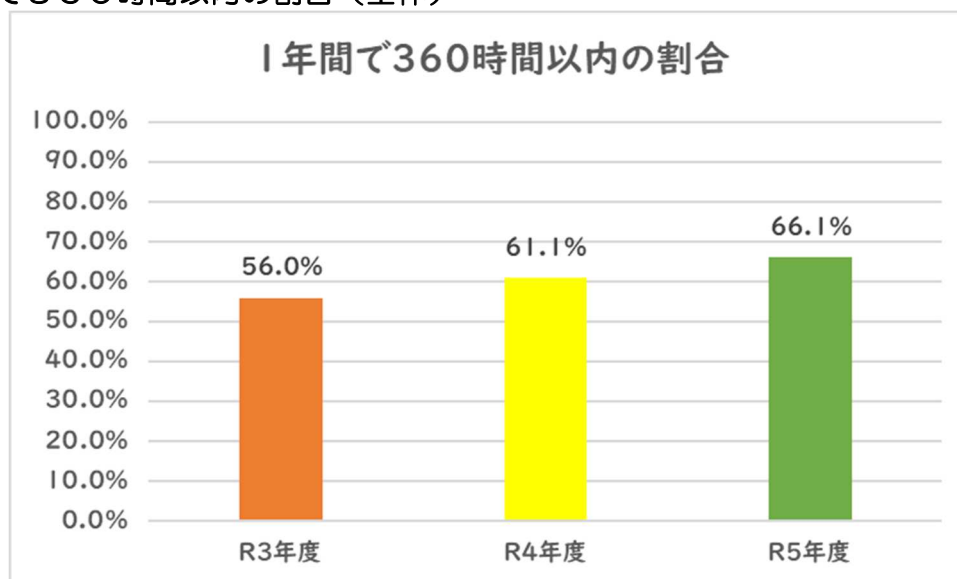
※ 1 か月で 4 5 時間以内の職員の割合（全体）



- ・ 全体では 4 5 時間以内の時間外在校等時間者数の割合が増加した。

イ 1 年間で 3 6 0 時間以内の職員の状況

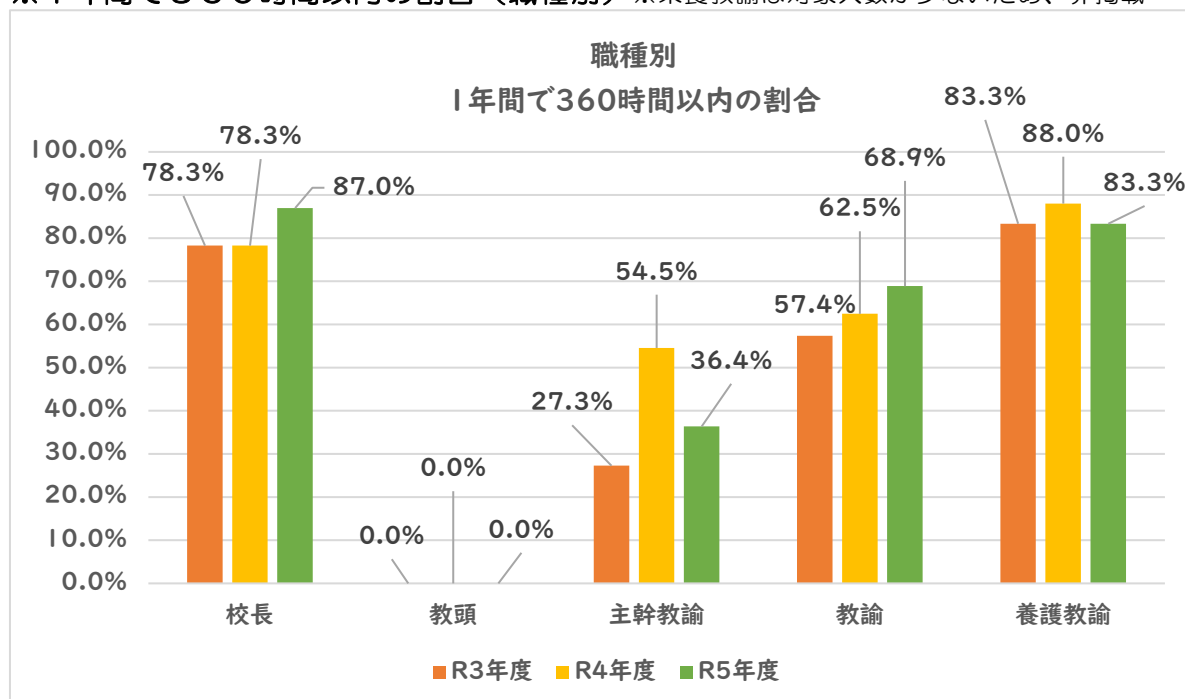
※ 1 年間で 3 6 0 時間以内の割合（全体）



年度	割合	360時間以内の職員	対象者数
R3年度	56.0%	256	457
R4年度	61.1%	279	457
R5年度	66.1%	304	460

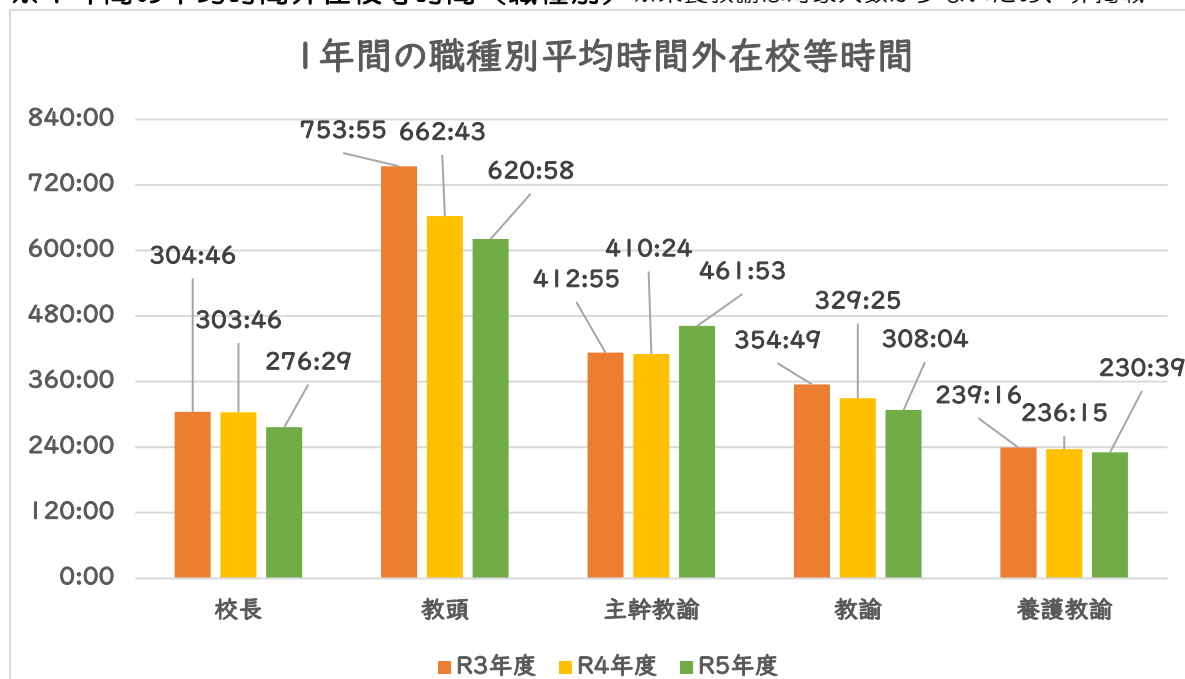
- ・ 年間の時間外在校等時間360時間以内の割合は増加している。

※ 1年間で360時間以内の割合（職種別） ※栄養教諭は対象人数が少ないため、非掲載



職種	R3年度	R4年度	R5年度
校長	78.3%	78.3%	87.0%
教頭	0.0%	0.0%	0.0%
主幹教諭	27.3%	54.5%	36.4%
教諭	57.4%	62.5%	68.9%
養護教諭	83.3%	88.0%	83.3%

※ 1年間の平均時間外在校等時間（職種別） ※栄養教諭は対象人数が少ないため、非掲載

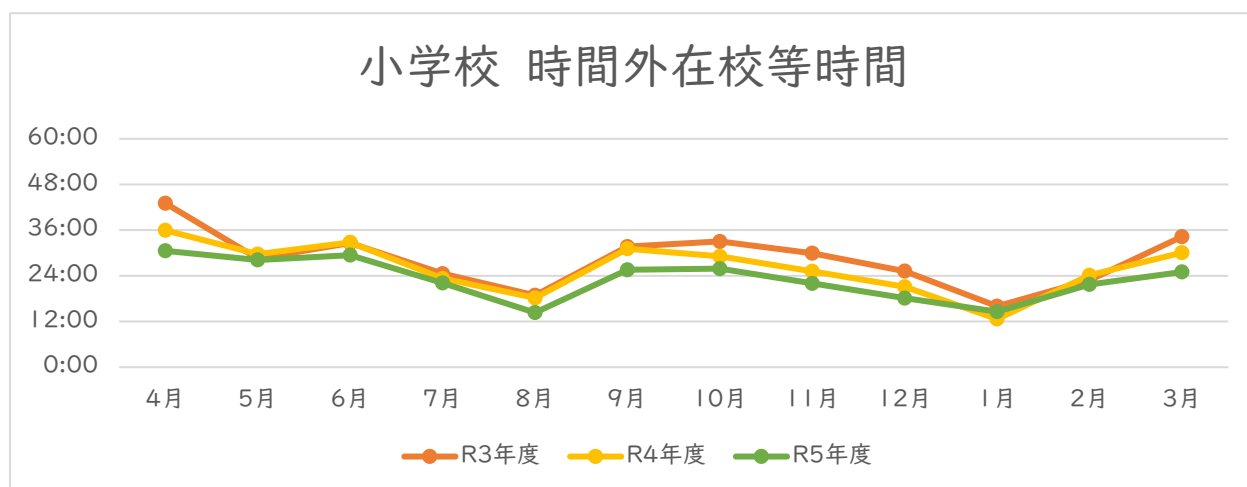


職種	R3年度	R4年度	R5年度
校長	304:46	303:46	276:29
教頭	753:55	662:43	620:58
主幹教諭	412:55	410:24	461:53
教諭	354:49	329:25	308:04
養護教諭	239:16	236:15	230:39

・ 教頭職の負担が大きいですが、1年間の平均時間外在校等時間は減少している。

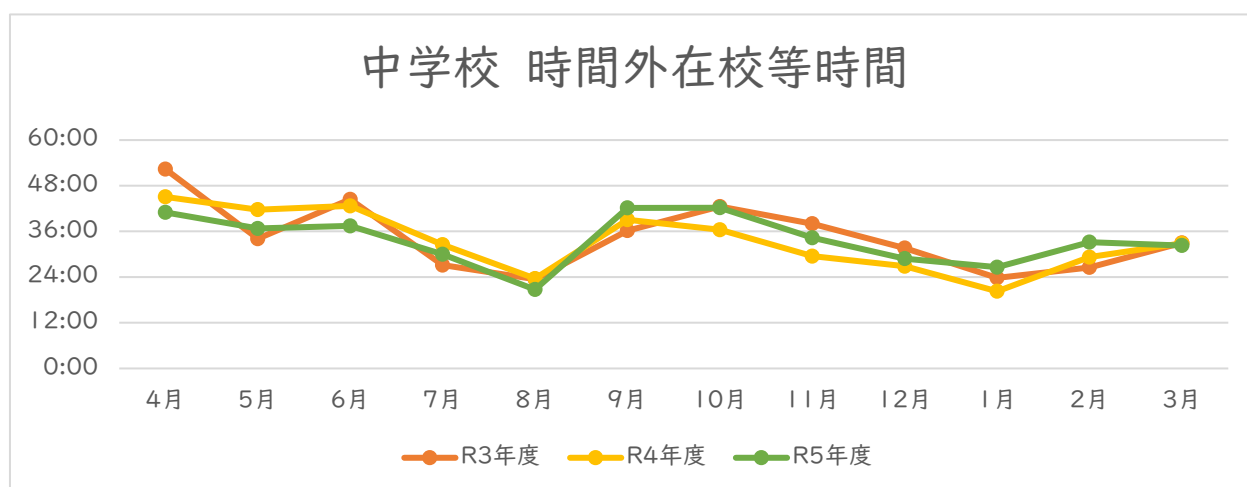
ウ 月別時間外在校等時間の推移

※時間外在校等時間月別の推移（小学校）



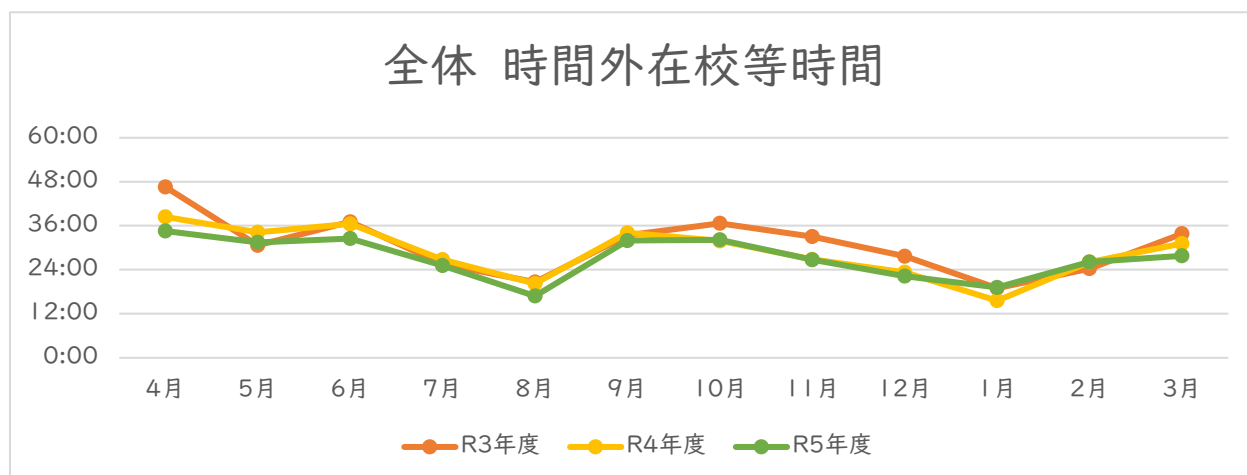
- ・各月において時間外在校等時間の減少がみられた。

※時間外在校等時間月別の推移（中学校）



- ・時間外在校等時間に大きな変化はみられなかった。

※時間外在校等時間月別の推移（全体）

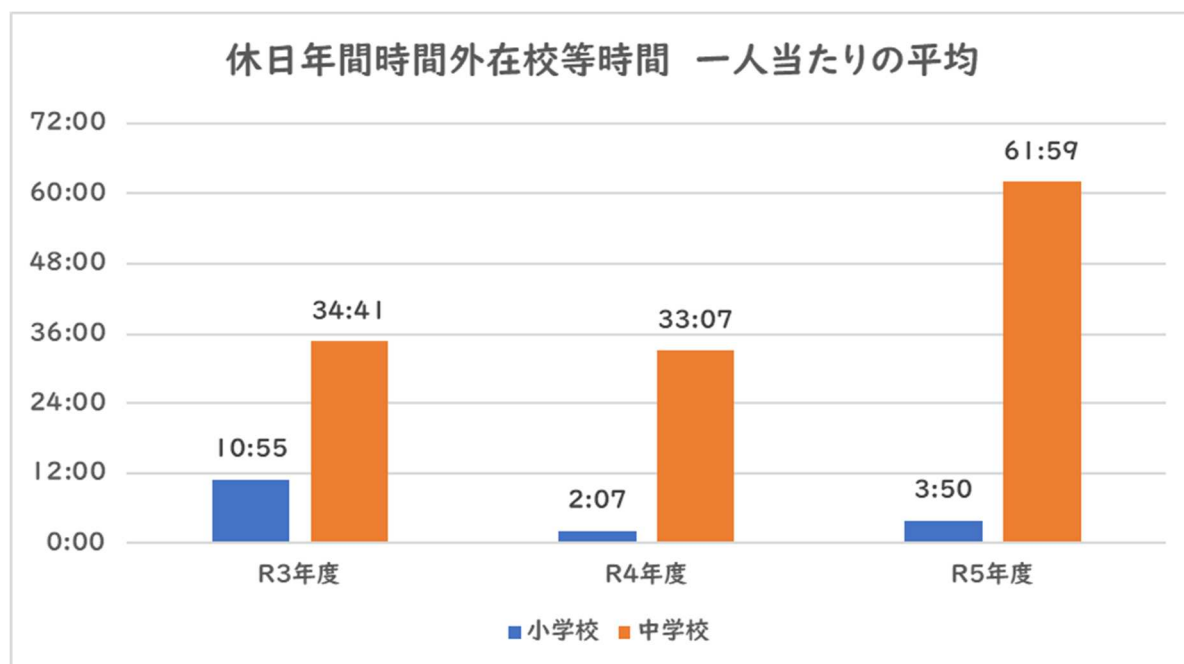


月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R3年度	46:35	30:38	37:04	25:33	20:37	33:24	36:38	33:01	27:40	18:59	24:16	33:47	30:41
R4年度	38:23	34:12	36:29	26:44	20:12	34:03	31:52	26:48	23:17	15:33	26:05	31:07	28:43
R5年度	34:33	31:26	32:29	25:06	16:49	31:57	32:08	26:43	22:14	19:09	26:05	27:47	27:12

- ・時間外在校等時間の減少が実現した。

エ 休日年間時間外在校等時間

※一人当たりの平均



- ・中学校における休日の時間外在校等時間が大きく、特に部活動従事者の負担軽減が喫緊の問題である。

(2) 具体的な取組内容の検証

【第2期行動計画における重点的に実施する取組】

項目	実施内容等	課題、成果等
在校等時間の客観的な計測・記録と公表	全教育職員の時間外在校等時間の記録が実現し、毎月市ホームページに時間外在校等時間を公表。	教職員の時間外在校等時間が可視化され、働き方改革の効果の確認、意識改革が進められた。
ワークライフバランスを意識した働き方の推進（働き方に関する意識改革）	宿泊研修等の学校行事、家庭訪問、授業時数の見直しを行った。	今後も学校行事の目的を踏まえた上で、効率的な準備や実施を推進する。
ＩＣＴを活用した業務の効率化	A I ドリルや保護者連絡ツールを導入し、児童生徒の出欠管理、配布書類のデータ化を実現した。	教職員や学校間でＩＣＴの利用状況に差がみられるため、より有効活用に向けた取組が必要。
部活動の負担軽減に向けた国の部活動改革を踏まえた環境整備	地域部活動へ向けた検証、部活動指導員の導入及び増員、拠点校部活動の導入を行った。	中学校における時間外在校等時間の減少がみられず、今後重点的に取り組む必要がある。
持ち帰り業務（学校教育活動に必要な業務）をゼロにする。	持ち帰り業務の縮小に向けた周知等を行い、意識づけを行った。	持ち帰り業務を行っている教職員を外形的に確認することが困難である。

【第2期行動計画における具体的な取組内容】

項目	実施内容等	課題、成果等
教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備		
学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進	各学校の課題に応じてスクールカウンセラーや特別支援教育支援員等の配置を進めた。	特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、特別支援教育支援員の増員についての検討が必要である。
ＩＣＴを積極的に活用した業務等の推進	一人1台のiPadの普及、A I ドリル、出欠確認用アプリ等を導入しＩＣＴ活用を推進した。	有効的なＩＣＴ活用において、個人及び学校間で格差がみられる。
地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり	全中学校区でコミュニティ・スクールに取り組むコミュニティ・エリア構想を実現した。	コミュニティ・スクールにおける好事例の横展開や、各エリアにおける委員の代表による情報交換等、学校と地域との連携体制の確立が必要である。
学校給食費の公会計化の推進	検証を進めたが、実現に至らなかった。	実現に向けたシステム導入等の公費負担が大きい。

項目	実施内容等	課題、成果等
部活動に係る負担の軽減		
部活動指導員等の有効活用	令和４年度から部活動指導員の任用を開始した。	部活動改革を進めてきたが、時間外在校等時間の減少がみられない状況である。今後も、岩見沢市における部活動の在り方をさらに検証し、部活動指導員の任用、地域移行における教職員の負担軽減を目指す必要がある。
国の部活動改革を踏まえた環境整備	部活動地域移行に向けた取組を進め、令和４,５年度に実証を進め、また、令和５年度から拠点校部活動を開始した。	
勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実		
在校等時間の客観的な計測と記録	定時退勤日の実施のほか、校内研修等を通じて教育職員の意識改革に取り組んだ。	教育職員の負担軽減などを進め、全ての学校で定時退勤日に取り組める環境を構築するとともに、勤務時間を意識した働き方への意識改革を一層推進することが必要である。
ワークライフバランスを意識した働き方の推進	学校経営方針等において、働き方改革に関する取組を示すほか、面談等を通じて意識改革を促すなどに取り組んだ。	
勤務時間外における電話の自動メッセージ対応	令和３年１１月から全小中学校で勤務時間外の電話の自動メッセージ対応を導入した。	電話の自動メッセージ対応及び緊急時の電子メール等の活用が定着した。
教育委員会による学校サポート体制の充実		
調査業務等の見直し	調査業務の精選、内容の見直し、提出期間の確保などに取り組んだ。	より一層の簡素化・効率化を推進する。
勤務時間に関する制度の有効活用	校長会議等を通じた指導・助言を行った。	効果的な指導・助言に継続的に取り組むことが必要である。
適正な勤務時間の設定		
教育課程の編成・実施に関する指導助言		
トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	学校でのトラブル等に対して指導・助言を行ったほか、必要に応じて関係機関と連携した取組を進めた。	学校における諸課題の複雑化に伴い、弁護士など法的な観点から指導・助言を得られる環境を構築することが必要である。
メンタルヘルス対策の推進	ストレスチェックを実施、受検率向上に向けた通知文書を発出した。	学校間の受検率に差があることから、管理職への働きかけ等による受検率の向上を目指す必要がある。

項目		実施内容等	課題、成果等
	学校行事の精選・見直し	学校行事の精選・見直しを推進した。	精選・見直しは進んだが、学校行事の目的を踏まえた上で、効率的な準備や実施を推進する。
	押印の省略	令和３年度に学校提出書類の押印を省略した。	電子データによる書類の提出が可能となり、教職員の負担軽減につながった。

(3) 取組の総括

第2期行動計画では、ＩＣＴを活用した授業改善や教材の活用、校務支援システムの活用、学校行事の見直し、学校と保護者との連絡ツールの導入、部活動指導員の配置及び増員、拠点校部活動の導入などの取組みを行い、全体の時間外在校等時間の削減が実現し、特に小学校における時間外在校等時間の減少が顕著であった。しかし、中学校においては時間外在校等時間の減少がみられず、また、教頭職の負担軽減が課題である。

教育職員が疲弊することなく生き生きと子どもに向き合える環境を構築するためには、引き続き働き方に関する意識改革、ＩＣＴの活用による業務の効率化、部活動改革の推進を図るなど、これまでの行動計画の取組を土台として更なる改善・充実を図り、市教委と学校が緊密に連携しながら、継続的に「学校における働き方改革」の推進が必要である。

3. 第3期行動計画の取組内容

(1) 第3期行動計画の性格

第3期行動計画は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び岩見沢市立学校管理規則（以下「学校管理規則」という。）第10条の2第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

(2) 目標、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)に基づき、学校管理規則第10条の2第1項に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」の上限を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重点的に実施する取組】

- ①部活動の負担軽減に向けた国の部活動改革を踏まえた環境整備
- ②ワークライフバランスを意識した働き方の推進（働き方に関する意識改革）
- ③ICTを活用した業務の効率化

【取組期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、市教委と学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて取り組む。

【用語解説】

- ①「教育職員」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する教育職員で岩見沢市立学校に勤務する職員をいう。
- ②「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

- イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくもの。）
- エ 休憩時間

4. 市教委及び学校の役割

（１）市教委の役割

- ・岩見沢市立学校における働き方改革を進めるための取組を主体的に行うほか、学校の取組を支援する。
- ・学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導をする。

（２）学校の役割

- ・学校の「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進するとともに、第3期行動計画に掲げる具体的な取組を実践し、時間外在校等時間の縮減に努める。

5. 推進体制

- ・教育長を座長として、市教委、岩見沢市校長会、岩見沢市教頭会で「働き方改革推進部会」を設置する。

6. 取組の検証

- ・市教委及び学校は、各取組の進捗状況を把握・検証し、必要に応じて第3期行動計画の見直しを行う。

7. 具体的な取組内容

（１）教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

■学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進

- ☐ スクールカウンセラー、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、非常勤講師等の有効活用を推進する。（市教委・学校）
- ☐ 特別支援教育支援員等の配置拡充を推進する。（市教委）

■ＩＣＴを積極的に活用した業務等の推進

- ☐ デジタル教材やタブレットを活用した授業づくりのため、ＩＣＴ環境の充

実と安定的な運用を図る。(市教委)

□デジタル教材や教育用ソフトを有効に活用した効果的かつ効率的な授業づくりを推進する。(市教委・学校)

□校務支援システムを有効に活用し、校務の効率化を推進する。(学校)

□ＩＣＴの活用スキル向上を図るための研修を充実する。(市教委・学校)

■地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

□保護者や地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・エリア構想(中学校区単位のコミュニティ・スクール)を全中学校区で推進する。(市教委・学校)

□子どもたちの効果的な教育活動に資する「学校における働き方改革」の理解促進に努める。(市教委)

■学校長集金の学校給食費の公会計化の推進

□学校給食費の公会計化を推進する。(市教委)

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減【重点項目】

■部活動指導員等の有効活用

□部活動指導における教育職員の負担軽減の観点から、部活動指導員や外部指導者の効果的な活用を推進する。(市教委・学校)

■国の部活動改革を踏まえた環境整備

□国の部活動改革の方向性を踏まえて、部活動指導の地域移行を段階的に進めるための環境を整備する。(市教委)

(3) 働き方改革の意識の変容を促す取組

■働き方改革の意識を高める取組の推進

□働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。(市教委)

□管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方についてともに考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。特に、継続して上限時間を超える職員には、当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。(学校)

■ワークバランスを意識した働き方の推進

□一人一人がワークライフバランスの視点を持った働き方を実践できるよう意識改革を促すとともに、月2回以上の定時退勤日の実施、年間10日以上上の年次有給休暇の取得を促進する。(学校)

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

■勤務時間に関する制度の有効活用

- 週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間の特例、週休日における勤務時間の割振りの変更など、勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう指導・助言を行う。（市教委）

■適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教育職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。（市教委）
- やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう、指導・助言を行う。（市教委）

■教育課程の編成・実施に関する指導助言

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。（市教委）

■トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- 学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、弁護士など法的な観点から指導・助言が得られる環境を整える。（市教委）

■メンタルヘルス対策の推進

- 教育職員のメンタルヘルス対策を推進するために実施しているストレスチェックの受検率の向上を図るための取組を推進する。（市教委）

■学校行事の見直し

- 学校行事の目的を踏まえた上で、効率的な準備や実施を促す。（市教委）

(5) これまでの取組の着実な推進

■長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- 心身健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教育職員が休養を取りやすい環境を整備する。

■在校等時間の客観的な計測と記録

- 出退勤管理システムによる出退勤時刻管理の適正な運用を図り、教育職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、市民への公表に取り組む。（市教委・学校）

- 在校等時間を計測した結果を踏まえ、教育職員の健康に配慮するとともに、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進め、時間外在校等時間の縮減に努める。（学校）
- 調査業務の精選、内容の見直し等による簡素化や効率化を図るとともに提出期間の確保に努める。（市教委）

8. 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- ① 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。また、この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- ② 市教委及び学校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ③ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ④ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。また、市教委及び学校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。